

身体障害における アセスメントのポイント (機能訓練)

医療法人社団 聖嶺会 立川記念病院

リハビリテーション室長 國谷伸一



機能訓練事業

対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

1. 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
2. 特別支援学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

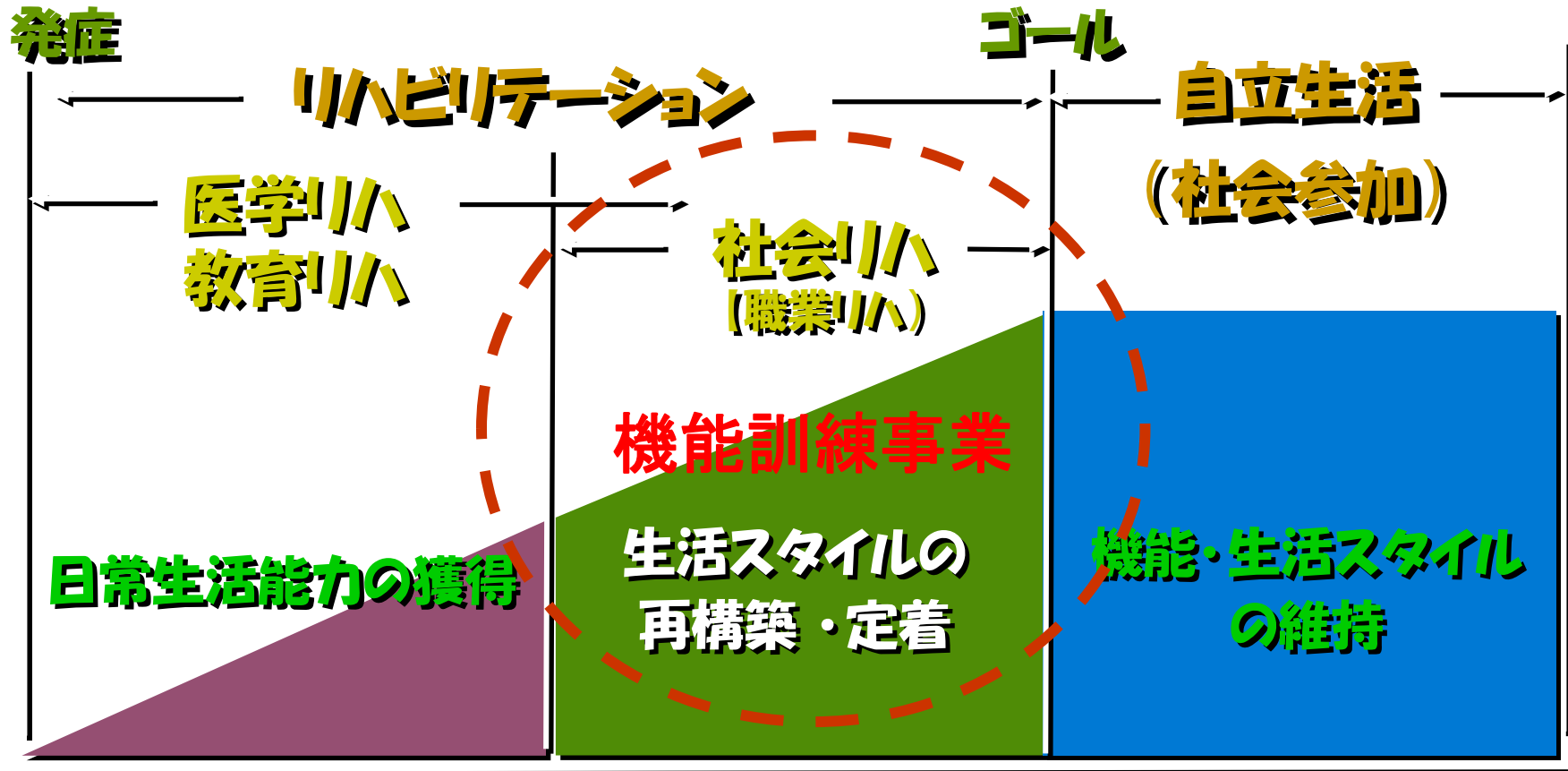


中途障害者・若年障害者の施設・医療機関等からの地域移行とライフステージにおける生活課題を意識する

身体障害(肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・音声言語障害・内部障害等)の多様な障害特性とそれに随伴する障害(高次脳機能障害等)への理解が必要となる



1. リハビリテーションにおける 機能訓練事業の位置付け



社会リハビリテーションにおける 社会生活力とは

■ RI社会委員会の定義：1986年

社会リハビリテーションとは、**社会生活力**を身につけることを目的としたプロセスである。

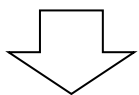
社会生活力（social functioning ability: SFA）とは、
さまざまな社会的な状況のなかで、自分のニーズを満たし、最も豊かな社会参加を実現する権利を行使する力（ちから）を意味する。

社会生活力とは「自分の障害を**的確かつ前向きに認識し、自分に自信をもち、社会の中で活用できる諸サービス（社会資源）を自ら活用して、社会参加していくための力を高めること**」

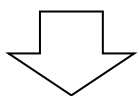


自立生活(身体障害)に向けた支援

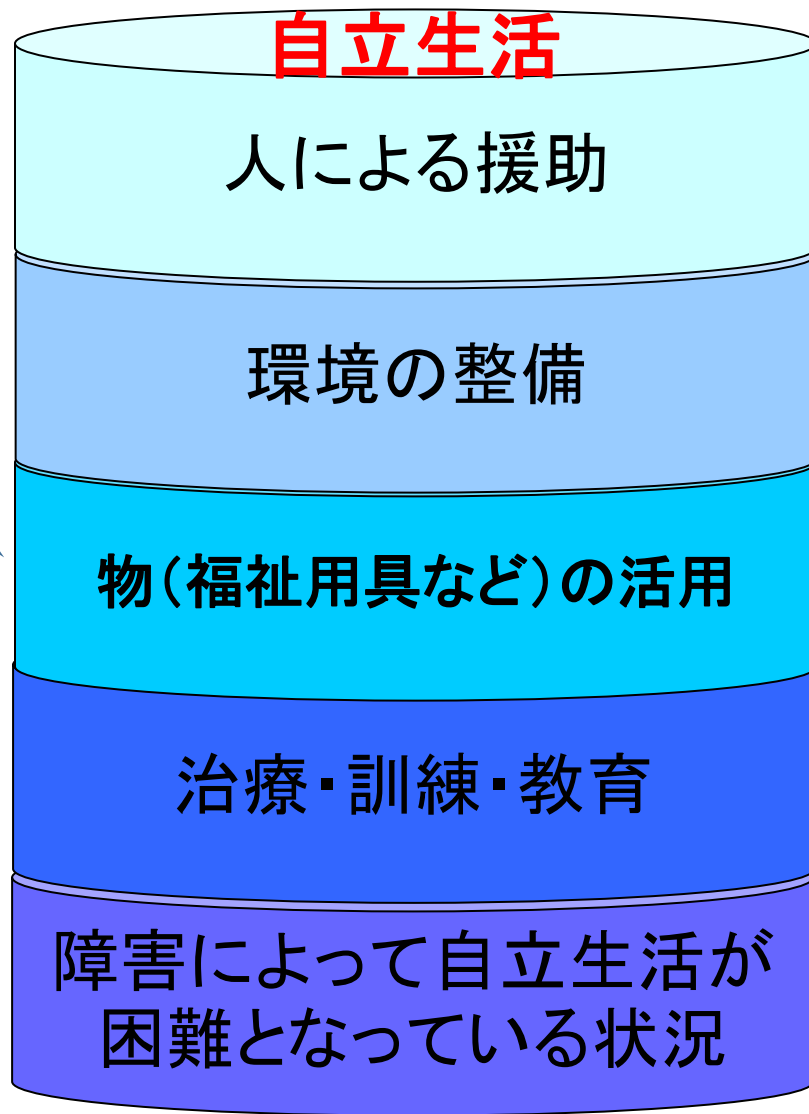
- どこまでできる
- どう補う
(物・環境・人)



- 関係機関との連携
- 制度やサービスの活用



個別支援計画へ



その人にあつた社会参加の具体化



2. アセスメント ～ニーズを明らかにするプロセス～

- アセスメントは、利用者へ理解を深めていく中で、どのようなニーズを持っている人なのかを明らかにしていくことである。そして、そのニーズは利用者と支援者が合意できるものでないと支援を開始することが難しくなる。
- つまり、両者が合意できたニーズによって、利用者がめざす生活の実現に向けて協働して取り組むことができると言える。
その人独自の生活を尊重し、より良い生活を目指すためには、アセスメントによる適切なニーズを、利用者との共通理解を図りながら明らかにしていくことが重要と考える。
- ニーズが把握できれば、次の段階として計画の立案に入り、そのニーズごとの目標設定や目標を達成するために必要な支援やサービスの選択などが、利用者主体の視点で行われていくことになる。



機能訓練事業におけるアセスメント留意点

• 障害の予後予測を見極める

機能訓練事業の対象者の多様な障害像を理解する

「していること」と「できること」

⇒ 実際に「すること」を極める

• 代償手段を見極める

⇒ 物（補装具等）

⇒ 環境（住環境整備等）

⇒ 人（介助・介護力等）

• ゴールとしての社会参加を想定する

• スtrenグスの活用を意識する

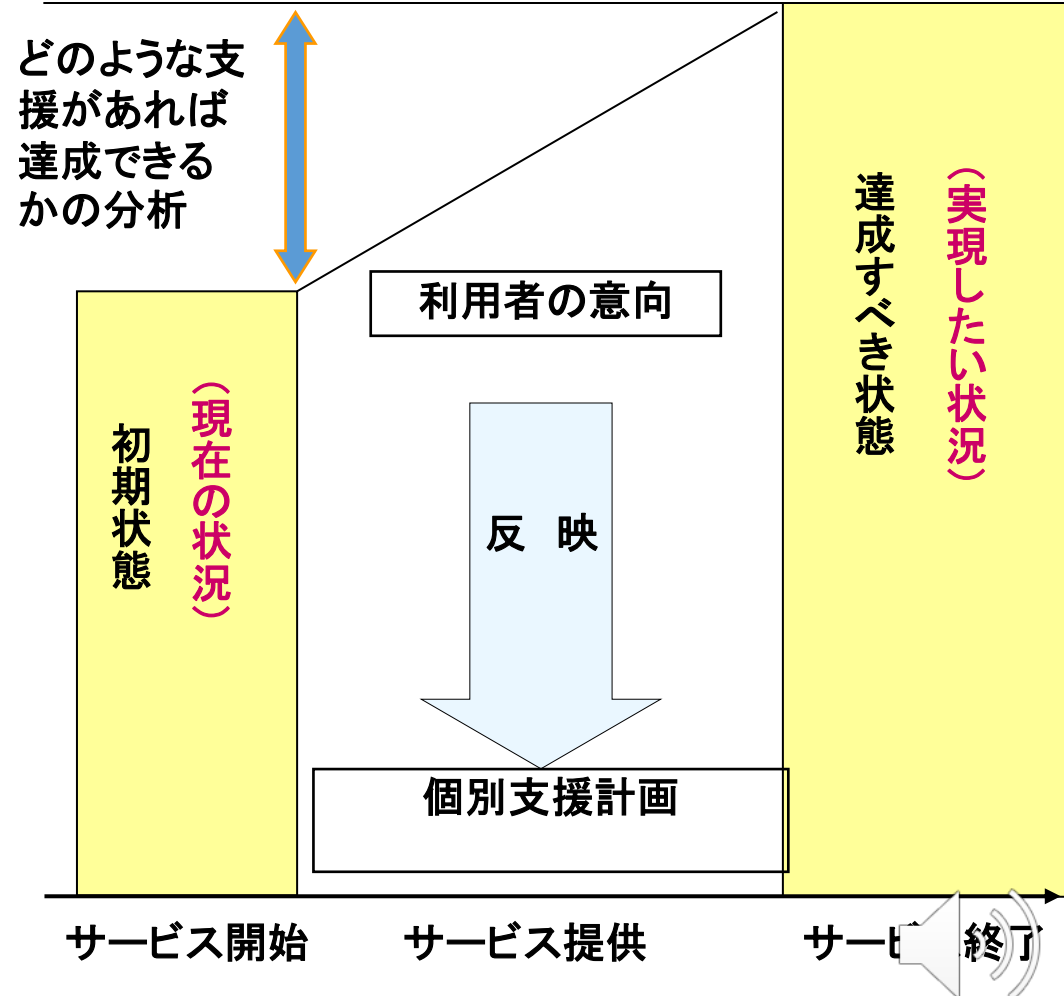
• ニーズを明らかにしていくプロセスでは、専門職による心身の評価が優先されることからのパターナリズムに陥らない意識が必要である

• 説明責任と利用者の体験的理解を保障し、利用者の決定を大切にす



機能訓練事業におけるアセスメント留意点

機能訓練事業は期間限定の支援であることを意識し、サービスの提供による機能改善や代償手段の活用による応用動作の獲得などを想定し、丁寧に個別支援計画に反映していかななくてはならない



3. アセスメントのための 情報の収集・整理を通じた利用者理解

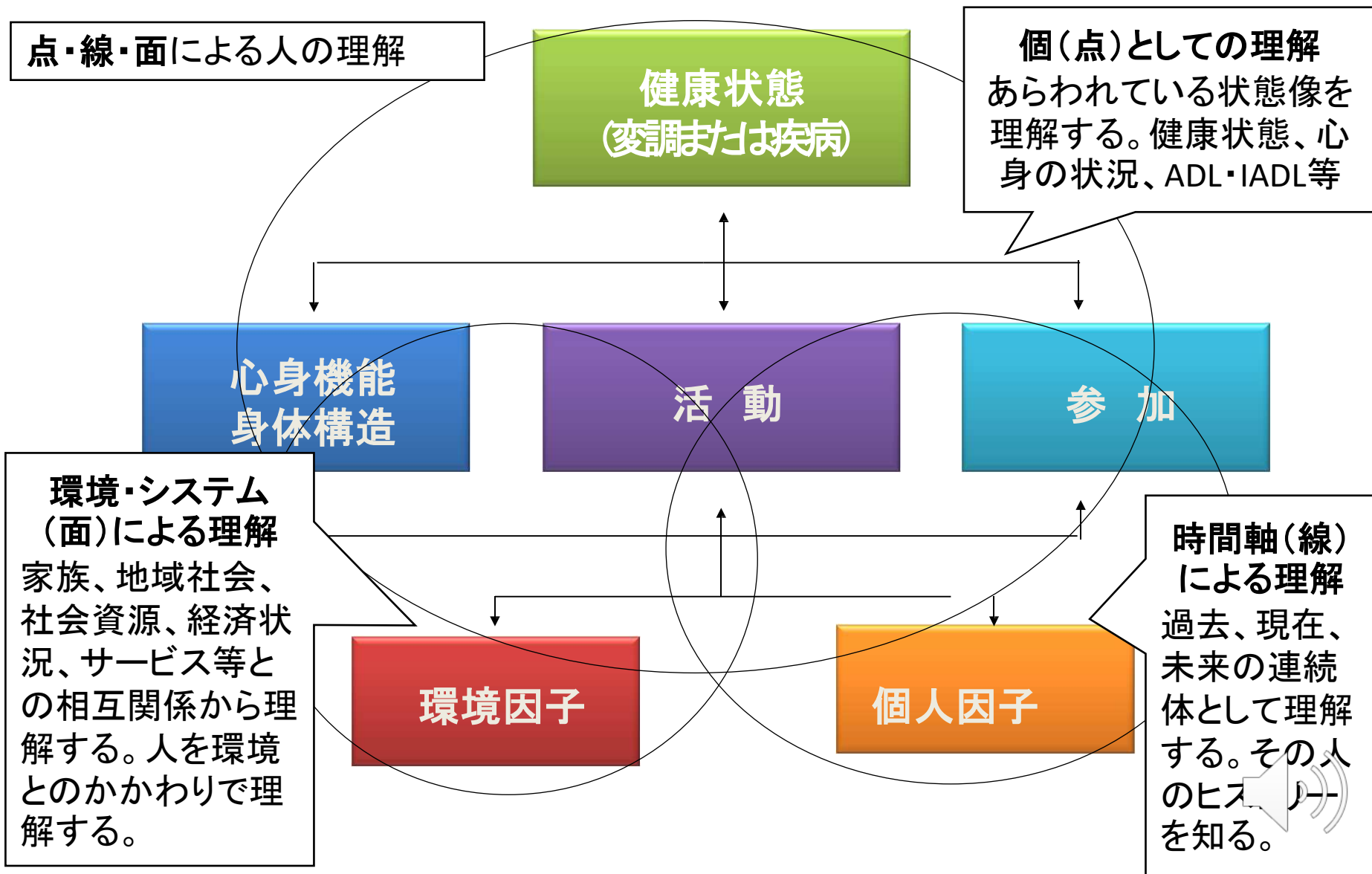
- 情報収集とアセスメントは表裏一体の関係にある。
- 把握できている情報を整理し、不足している情報は関係者から収集する。
- 必要がある場合は関係者を召集し、情報の集約・共有化を目的に会議を実施することもある。
- 情報整理シート等の活用等も有効である。
- 整理した利用者情報を活用し、アセスメント（ニーズ・課題を明らかにする）をおこなうことになる。

ICFの視点に立った利用者総体の理解

利用者のニーズや課題は、人と環境の相互作用によって生じてくることを理解する。利用者のストレングスへの気づきも大切である



ICFの視点からの利用者の情報整理が大切



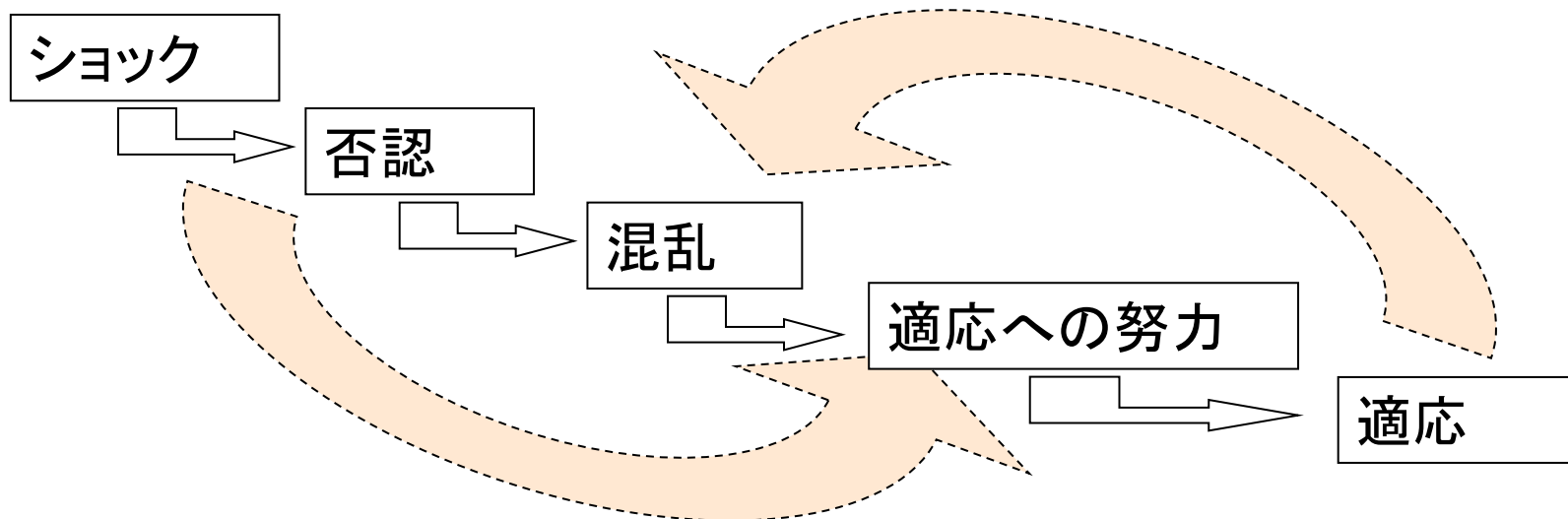
身体機能のみならず心理状態を把握することが大切

自立訓練(機能訓練)は、身体障害者に対するサービスではあるが、身体機能のみならず心理状態もアセスメントする必要がある。

- 「障害受容」という言葉のうらに潜むもの
 - 知らず知らずのうちに否定的なメッセージ
 - 障害は、受容させるものではなく、するもの
- 利用者が、障害を「受容しているか」、「受容していないか」ではなく、障害や障害のある自己をどのように捉えているのか、理解に努めることが重要
 - 説得や助言よりも、「やってみること」からみえてくることもある
 - 障害に関する知識・社会参加の状況・現実検討力・自己効力感
- 精神疾患、高次脳機能障害、発達障害などの合併があれば、まずはそれらの症状に対する支援の検討が優先
 - 認知機能の低下は、高次脳機能障害のみならず、うつに伴ってみられることもある
- 家族に対する心理的支援も視野に入れることが重要
 - 時には、利用者と家族との橋渡し役としての役割が職員に求められることもある
 - 家族だからこそ、「言えない」「聞けない」ことがある



障害受容のプロセス



「障害受容」のステージ理論に対する批判

- ステージ理論にあてはまらない事例の存在
- リハビリテーション効果が上がらない要因を、障害受容の問題にすりかえてはいないかというリハビリテーション批判
- 障害受容に関する当事者責任への偏重と社会的責任の軽視



4. ニーズを明らかにする

アセスメントを通じ、利用者の主訴（表出されている希望）からニーズへと確定していく。

本人や家族の希望と専門職による評価結果をすりあわせ、利用者に合意が得られるニーズとしていくことが大切である。

①把握した
ニーズや評価
結果からゴール
を想定

ニーズ
を考える

②提供する
サービス内容
を検討

③本人のエン
パワメントを高め
る支援

④ニーズの変化に
も留意



ストレングスの活用を意識する

ストレングスを利用者の目標の設定として活用
＝夢や希望も利用者の持つストレングス

ストレングスを利用者ニーズに変換し、その実行に重点をおく
＝ストレングスを活用することから見えてくること、可能性のあることにつなげる

プランを実行するために、利用者自身が取り組む力(役割)、支援者が利用者の力を利用すること(支援者の役割)、そのためにストレングスを活用する



ニーズを構造的にとらえる 支援者の役割を意識する

利用者と支援者と合致されたニーズ
利用者の合意と納得によるニーズを確定する
(リアルニーズ)

↑
ストレングスの活用

利用者の想い

支援者の気づき

利用者の夢や希望と
その背景にある様々な想い
(フェルトニーズ)

- この人なら、こんな生活
が送れるだろう、送って
欲しい
- こんな課題をできるよう
になるだろう、なって欲しい
- 専門的知識、経験により
見つけられるニーズである
ため、本人も気づいて
いない事項であることもある
(ノーマティブニーズ)



5. アセスメントにおけるサービス管理責任者の役割 (機能訓練事業)

利用者のニーズを醸成する ⇒ 利用者の気づきの支援

- 主訴(表出されている希望)は、ニーズの一つであるが、本人の想いをすべて代弁しているわけではない。
- また、障害を負って間もない方や家族は、希望を聞かれても不安な状況にあり、その気持ちを的確に表現できないことを理解しなくてはならない。
- サービス管理責任者は、特に初期の段階では、一つ一つ**成功体験を積み重ね**ることで**意欲や自信を持ち、発動性を引き出す**ことを目的とする取り組みを想定すべきである。
- 支援を通じた小さな成功体験により少しずつ意欲が高まり、「次はこれができるようになるだろう」とか「これをしたい」という小さな目的意識が生まれ、その積み重ねで将来に目を向けた**ニーズが表明**されるようになる。そして、それを**現実的なニーズ**にしていけるよう支援していかななくてはならない。



支援者の気づき ⇒ 利用者の理解に向けた支援

- 機能訓練事業では「身体機能の改善・回復」を多くの利用者は希望として表出する。しかし、その背景には「仕事に戻らなければ」「家族として役割を果たさないと」等の様々なニーズが秘められていることが多い。そのため**利用者の背景にあるニーズへの気づきの支援**もサービス管理責任者の重要な役割となる。
- また、サービス管理責任者は、「心身の状況」、「していること・できること」、「本人を取り巻いている様々な環境」、「これまで生きてきた人生・価値観」などへの理解から、専門職としてのニーズを明らかにしなくてはならない。そして、その必要性について、**利用者と共に確認しながら理解を深めていく支援も重要**となる。



利用者と支援者の合意 ⇒ 意思決定の支援

- ニーズを明らかにするプロセスでは、サービス管理責任者には様々な生活や社会参加の状況が可視化できるように**情報提供**が求められ、利用者が**具体的生活の再構築に向けた選択**ができるようにしなければならない。
- 機能訓練の場合は、訓練や代償手段の活用を通じた変化が期待され、利用者ニーズと支援者ニーズにも反映されることから、「**利用者の合意・納得**」の支援は、アセスメントのみならず、モニタリング場面においても積み重ねられ、めざす生活を利用者自身が決定していく力をつける支援とすべきである。



1. 体験・経験不足



2. 情報不足・理解の困難や制限



3. 意思の表出手段の制限

・体験・経験の場の提供

- ・体験学習、体験利用、実習などの機会の提供(経験の拡大⇔安全の確保)
- ・社会生活カプログラムの実施
- ・失敗経験も時に要(但し見極めが必要)

・情報提供と理解の促進

- ・「本人の責任」に押し付けないためのメリット・デメリットの説明
- ・選んだサービスの目的と効果を確認

・選択が承認される経験

- ・「意思」を表明したいと思う動機づけ
⇒安心・安全でなければ心は開けない
- ・「選べる」といいながら「選ぶ」ものがない! ?を極力減らす。
⇒「あきらめない」「あきらめさせない」

・意思を表出できる環境・手段の確保



1. パワーレス状態
主体性の低下

2. 受障(傷)前後の違い
への気づきに時間が必要

3. 意思の表出手段
の制限

・生活史からストレングスを探
す

・障害ではなく「その人」を見る。

・主体性の回復

・障害があっても「できない」から障害があっても「できる」という自信の回復。
⇒自律的存在としての復権。

・活動・選択肢が広がる環境設定。

・内発的動機付け。

・自己効力感(役割)の回復。

⇒「患者」から主権者(市民)へ

・気づきを促す支援

・体験的プログラムを通して気づきを促す。

・価値観の変換。

・意思を表出できる環境・手段の確保

・表出手段の確保(「もの」を活用)